

# 研究余録

## 云録の飢饉と津軽藩士

田名部貞宣

餓死者十五万余人を出したといわれる<sup>(註二)</sup>云禄の飢饉が津軽藩士にいかなる影響を及ぼしたかを述べ、その激化を促した事象から説くこととする。

云禄八年の飢饉は春方よりの天候不順に原因したことは勿論であつたが、未だこれという大飢饉の至驗無き津軽藩当局は例年同様同年六月中旬大量の米を西浜より拂出し、更にその後七月十二日まで津留を行つた決意をもつ着が<sup>(註三)</sup>無かつた。更に南部秋田等の隣藩において既に凶年なるを察し、幕府に願出で救米の下附を得たが、津軽藩にてはその手續が遙かに遅れ十二月に至り漸く公儀より三万俵代金として八千石を下附された等の経緯があつた。此の外平素封内農民に対する年貢課役が限度にまで来ていた事がこれを更に促進するもの

であつたこと、<sup>(註四)</sup>云禄八年之不作ニ付津軽大飢饉津軽之者南部盛岡江考直々致咄候覺しに細々と記されてゐる。前年云禄七年の藩内收納高は「津軽興業誌」によれば二十九万六千余石であるが云禄八年の之は僅か四万石<sup>(註五)</sup>であつた。

かくして藩政は危殆に瀕するに至つたのであるが、已に海命に及ぼんとしている農民等についてはこれを補い得る何物をも得ることなく、寧ろ再生産の爲にはこれに対する積極的な救恤策をこぞ講じなければならなかつた藩としては消極的方策を採らざらざらなかつたのである。

云禄八年九月先づ家中知行を米米扶持共半減を令し翌九年八月まで割付月銀薄とした<sup>(註六)</sup>が米も糶加事十二月には三ツ物成にまで減じしが大豆、籾などを割入れて支給した。但しその内容は家控一人およそ一日三合扶持、その余は買上の形式をとつた<sup>(註七)</sup>がその代料も二、三ヶ月と遅れぢぢであつたといふ。

この爲諸士の困窮は甚しいものとなり、当時の支

配層であつた者の向にも士風地を払うやうな現象が延々に見出されるようになったのも蓋し当然のことであつたらう。「貞享輒範」(理心)に

去年の其の頃迄は寇とも組まんと思ひも詰りもしたる程の歴々も馳を忘れて自分前に出で高妻の餅こぬか回子を三錢が価ひにて買求か立な坊め是を喰ふとて其主の油断を慰て代物奪しに盗取り喰はんとすれば餅主是を恥し若れとも更に耳にも聞入るけしきなし黒のうろ漣彼しこの小家にこはさはかりの名ある人及馳し谷下海に出合ひはく方を打口論しての如家合ひ身合無縁に成り大小の腰の物をも押へ其の真意身にはかなたごなたの歳を破り層尾を切り日谷に達人よとて纏懸り引渡さるゝ巻敷を知らず……(甲斐) 處に棟方長九郎三橋半之助など云ふ名家敗雜具を打果し其身も赤裸になり大小並取めれ公儀難成により虚病して居たりしを其頭屋を聞伝へ其実否を正さん爲に頭の客へ呼はれければ棟方長九郎袴を着す大小をもさゝす無刀にて頃は二月初の事にて余髪も未だ甚しかりしに木綿の着

「物痕がしこ虫破れたり始付て誠に浅ましけに見ゆる帯には墨のへりの白きをばなしたるを帯にして(中略)又三橋半之助は脇差才りはせしけれども其真領長九郎に贈る處も見立さりける(室階と略)

次の段階は藩士の大層職務の前行である。記録にあめおれている所をけでもさう云禄八年十月廿八日江戸表において二百五十三人扶持諸手物頭小川平右工門外八人に「御環」を賜わつたのを囁矢として幕内は三十八人、これによつて知行式千八百五十四石と云ふ大強原千式百餘扶持千五百五人扶持諸將監寺力吉町十之進以下八十二人、同年八月二十六日には高四百石打越帯右工門、全二十八日には三十四人、九月二十三日には御手廻百石岩間七五二石以下三十七人外に足輕小者等五十四人とある。(室階)これらの総計について記録により相当の異同があるが、これは所謂小者職人等を含む場合と然らざる場合とで喰い違ひが出て来るものである。知行高の必をとれば前掲の「云禄八年

……致咄候覺」によれば当時の総知行高は十二万  
千二百九十七石であり、整理石高は三万九千七百  
余石というので大体四分の一という大整理であつ  
た訳である。「津輕信政公事蹟」<sup>(註10)</sup>によれば整理し  
た総人数千の六十人<sup>(千十又御留守  
男六千五百分)</sup>とある。小山内新石エ  
内(御馬廻組頭)の談として記録されている所に  
よれば、整理後当時諸役の中御留守居組としては

唯三人だけ残つたという。  
かくて急激に穿人化した諸士はどうなつたであら  
うか。最初は

住居の事は弘前中成り共在郷成り共御領分中何  
方にて各々勝手次第に住居すべし唯今の居宅  
を立退候事早速引取候にも不及事也心静に家を  
引退け候へし立退候節掃除等をも仕候て立退に  
も不及と慰召候也<sup>(註11)</sup>

との述に一応「感涙を袖に包み」た彼等も次で云  
禄九年二月には

惣て御領中に居住の穿人親類或は近き縁者たり  
共御断を不申上して扶持合力をも仕へからず亦  
も家に召抱へ候儀も右同断<sup>(註12)</sup>

との通達に居住の自由をさせ奪われて「二度穿人  
の心地して泪も更に止め得ず」でれでれつてを求  
めて立退かざるを得なかつたのである。その状況  
を前記「貞享規範」の一節に見よう。

吹片山里に身をぞほめ数代の家名をほいなくも  
壹々軒葉にかくすもあり君の鬼吸の有し世は卑  
も習はぬ望の名をぞこぞと尋ね行きなやむ日頃  
はいふせき物とせし脚絆わらじをはきつれて若  
き女房幼き娘子供の手を引て行疲れたる有様は  
物の哀の限り也

更に一步進んでこれらの諸士の中には困窮の余り  
妻子を離別し、しかも糊口を凌げず遂に餓死する  
に至つた者をさえ出したのである。<sup>(註13)</sup>前記「云禄八  
年……致咄候覺」には附書であるが同じ様な事実  
の存在を伝えている。

このように津輕藩士に及ぶの脅威を与えた云禄の  
飢饉は漸く終熄するに至つたが、これらの諸現象  
は当時一世の名君と詠われた津輕信政の治世中の  
ことであることは誠に皮肉な事実であつた。度々  
類を厭わず引用した「貞享規範」は云來信政の徳

を讀みその言行を収録するの目的であつた併、その巻末において叙上のようを事實に目を蔽ふことと抽出せず極めてリアルに當時の事情を描きせざるを得なかつたものであらう。この後室曆天明天保と著名な飢饉が連続したが、藩士層にこれ程の変質を齎したことは後の記録には容易に見出すことは出来ないようである。

註

- 一、「封内事実苑」 妙心公 弘前市立図書館蔵本
- 二、「本藩通観録」 巻七七 筆者蔵本
- 三、原本は岩手県江刺郡江刺町玉望の菊池悦太郎氏蔵、羽賀與七郎氏の好意により写之
- 四、青森県叢書刊行会本
- 五、「本藩通観録」 巻七七
- 六、「封内事実苑」
- 七、「貞享規範」下 弘前市立図書館蔵本
- 八、全石
- 九、「封内事実苑」 妙心公
- 一〇、菊池云衛着刊本
- 一一、「封内事実苑」 妙心公

- 三、「貞享規範」下
- 三、全石
- 四、全石